

## 「とやま農泊」ロゴマーク使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、富山県内の豊かな農山漁村地域における農泊の統一的なイメージの浸透、PRを図るために定めた「とやま農泊」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、デザイン等とは別記「とやま農泊」ロゴマークデザインマニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げるものをいう。

### (使用の届出)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、「とやま農泊」ロゴマーク使用届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を県に提出しなければならない。届け出た内容を変更する場合も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 県が制作した物品を使用するとき

(2) その他県が特に定めるとき

2 ロゴマークのデータは、メールで提供するものとする。

### (遵守事項)

第4条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 統一イメージを創出するため、別記マニュアルに掲げる展開例に限って使用し、デザイン等の改変または他のイラストを重ねた使用等をしないこと。

(2) サイズを拡大し、又は縮小するときは、縦横の比率を維持すること。

(3) 使用権を第三者に譲渡、貸与しないこと。

(4) ロゴマークのデザインと企業、商品等のイメージが同一化するような使用をしないこと。

(5) ロゴマークのデザイン等を自己の物として商標又は意匠等に使用、登録をしないこと。

(6) 届け出た内容の範囲でロゴマークを使用すること。

(7) 別記マニュアルに規定するデザインによりロゴマークを使用すること。

(8) その他県が必要と定める事項

2 ロゴマークを展開例以外のデザイン、物品等で使用する場合、富山県農村振興課へ問い合わせの上、協議を行うこととする。

(使用の差し止め)

第5条 県は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用を差し止めることができる。

- (1) 富山県で体験できる農泊の品位を傷つけ、正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 第4条の遵守事項に反するとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政治、宗教及び思想に係る活動とみなされるとき。
- (5) その他、県がデザイン等の使用について不相当と認めたとき。

2 前項の規定により、ロゴマークの使用を差し止められ、これによって使用者が損害を受けることがあっても、県はその補償の責めを負わない。

3 第1項の規定により使用を差し止められた者は、当該使用に係る物件の使用を中止し、速やかに当該物件を回収しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月18日から施行する。